

**「アイヌ子弟教育の促進を図る事業」について**

北海道が実施している左記4種類の事業について申請を希望される方は4月20日(月)までに住民課で申請希望者の取りまとめを行っておりますのでご連絡ください。

●事業名

- ・高等学校等進学奨励事業
- ・高等学校通学費補助事業
- ・専修学校等進学奨励事業
- ・大学等修学資金等貸付

▼お問い合わせ先

住民課 環境生活・アイヌ政策グループ  
014561216182

**特産品発送の協力企業(事業者)募集します**

ふるさと日高応援寄附金特産品発送事業の協力企業(事業者)を募集します!

町では「ふるさと納税」の促進と町の魅力や地元特産品等のPRを目的に、5千円以上ふるさと納税された町外の寄附者の方へお礼の品として地元企業(事業者)が生産等を行っている「ふるさと産品(特典)」を贈呈しています。

平成27年4月より、多くのふるさと産品(特典)を準備し寄

附者の方が選択できるような方法に変更いたしますので、町とタイアップし協力していただける企業(事業者)を募集します。詳しくは、観光・競馬振興室まで。

●募集期間：随時

▼お問い合わせ先

観光・競馬振興室  
014561216031

**協会けんぽ北海道支部からののお知らせ**

●平成27年度

保険料率改定について

衆議院の解散に伴い、平成27年度政府予算編成が遅れたことから、平成27年度の健康保険料率並びに介護保険料率の決定が遅れました。

このため、保険料率の変更が例年より1ヶ月遅れの4月分(6月1日納期分)からとなります。

平成27年度の健康保険料率は10・14%(+0・02%)、介護保険料率は1・58%(+0・14%)と、健康保険料率は引き上げざるを得ない結果となりました。

厳しい経済状況の中ではございますが何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

●「協会けんぽの健診」のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。

35歳〜74歳の被保険者(ご本人)さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳〜74歳の被扶養者(ご家族)さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と二つの健診をご用意しております。生活習慣病は、早期発見・早期治療が大切です。1年に1度は健診を受けましょう!

▼お問い合わせ先

協会けんぽ北海道支部  
011172610352

**海上保安官募集**

平成27年度海上保安学校

学生採用試験(特別)

◆受験資格

- ・平成27年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して6年を経過していない者
- ・平成27年9月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ・人事院が前記に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆採用予定人員(平成26年度のもの未定(約350名))

◆第一次試験

平成27年5月17日

◆入校年月

平成27年10月

◆受付期間

インターネット

4月1日から4月8日まで

郵送・持参

4月1日から4月3日まで

▼お問い合わせ先

浦河海上保安署  
014612219118

**自動車税納税確認の電子化について**

平成27年4月1日から、運輸支局において電子的に自動車税の納税情報が確認でき、納税証明書が提示しなくても、車検を更新することができます。

なお、運輸支局において、納税情報が確認できるまでには、納付後1週間から10日程度の時間がかかりますので、納付後すぐに車検を更新する場合には、これまでどおり、道が発行した納税証明書を運輸支局に提示してください。

▼お問い合わせ先

総務部財政局税務課  
納税推進グループ  
011120415061

札幌弁護士会 **ひだか弁護士相談センター 無料法律相談**

【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

4月の相談日・・・28日(火)

□事前予約制 Tel 0146-42-8373  
□相談時間 午後1時30分～午後4時00分

□予約受付 平日の午前10時～午後4時  
□相談場所 門別公民館1階ミーティングルーム  
(日高町門別本町210番地の1)

【新ひだか町での開催】

4月の相談日・・・1日(水)・6日(月)・8日(水)・13日(月)・15日(水)・20日(月)・22日(水)・27日(月)

□事前予約制 Tel 0146-42-8373  
□相談時間 午後1時30分～午後4時00分

□予約受付 平日の午前10時～午後4時  
□相談場所 新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

# 改正パートタイム労働法・改正次世代法施行！

=平成27年4月1日=

## <パートタイム労働法の改正ポイント>

### パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ① 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大(法第9条)
- ② 「短時間労働者の待遇の原則」の新設(法第8条)
- ③ 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象(施行規則第3条)

### パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ① パートタイム労働者を雇い入れた時における雇用管理の改善措置内容の説明の義務化  
(法第14条第1項)
- ② パートタイム労働者からの相談の窓口の設置と雇い入れ時の「相談窓口」の文書等での明示義務  
(法第16条、施行規則第2条)
- ③ 説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止(指針第3の3の(2))
- ④ 親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇は適当ではないこと  
(指針第3の3(3))

### パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ① 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設(法第18条第2項)
- ② 報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設(法第30条)

## <次世代法の改正ポイント>

### 法律の有効期限が10年間延長 (平成26年4月23日施行)

引き続き平成37年3月31日までの間、一般事業主行動計画の策定、周知公表、届出について、従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務となる

### 新たな指針に沿った一般事業主行動計画の策定

(指針の追加内容)

- ① 非正規雇用の労働者が取組の対象であることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
- ② 男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること
- ③ 計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
- ④ 育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること

### 認定制度の変更

- ① 現行の認定制度において、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や女性の育児休業に係る基準を変更
- ② 新たにプラチナくるみん認定制度を創設
- ③ くるみん認定企業が受けられる税制優遇措置の3年間延長と内容の見直し



<お問合せ先 厚生労働省北海道労働局雇用均等室 電話011-709-2715>